

令和 8 年 4 月 24 日

お客様各位

青森県信用組合

### 「災害復旧ローン」の取扱いについて

このたびの、「令和 8 年 4 月 20 日の三陸沖を震源とする地震による災害」および「令和 8 年 4 月 21 日から令和 8 年 4 月 22 日にかけて発生した暴風」により、被害に遭われました皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

青森県信用組合では、被害に遭われました皆さまの復旧を支援するため、下記のとおり「災害復旧ローン」の取扱いを開始いたします。

#### 記

1. 取扱期間 令和 8 年 4 月 24 日(金) ～ 令和 8 年 9 月 30 日(水)
2. 「災害復旧ローン」の概要

次の要件を全て満たす方(個人)

	制度内容
対 象 者	①令和 8 年 4 月 20 日三陸沖を震源とする地震により被害を受けた後発地震注意対象地域に居住している、申込時の年齢が満 20 歳以上で完済時年齢が満 81 歳未満の給与所得者及び個人事業主 ②令和 8 年 4 月 21 日から令和 8 年 4 月 22 日にかけての暴風被害を受けた青森県内に居住している、申込時の年齢が満 20 歳以上で完済時年齢が満 81 歳未満の給与所得者及び個人事業主 ③当組合と下記の取引実績(同居の家族を含む)が 1 つ以上ある方 ・給与または年金の振込取引 ・定期性預金取引(定期・定積・財形等) ・公共料金自振取引(電気・ガス・水道・NHK・電話のうち 2 種類以上) ※上記のいずれにも該当しない方についてもご相談をお受けします。 ④保証会社の保証・再保証が受けられる方
資 金 使 途	災害復旧のための資金 ①住宅の補修・修繕資金など ②家具・家電製品等の修理、買い換え資金 ③車両の修理、買い換え資金
融 資 金 額	500 万円以内
融 資 期 間	10 年以内
融 資 利 率	固定金利 年 1.50%
担 保 ・ 保 証 人	原則不要、但し保証会社が条件とした場合は必要となります。
取 扱 店	全営業店
必 要 書 類	①罹災状況が確認できる資料(写真、罹災証明書など) ②本人確認書類(運転免許証など)

#### 【お問い合わせ先】

青森県信用組合 業務推進部 担 当 : 須藤

青森市大字浜田字玉川 207 番 1 TEL 017-739-7115 FAX 017-739-7401